

○財務省告示第二百七十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年八月二十九日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（十年）（第三百十 七回、第三百十八回、第三百十 九回、第三百二十回、第三百二 十一回、第三百二十二回、第三 百二十三回、第三百二十四回、第 三百二十七回及び第三百三十 一回）及び利付国庫債券（二十 年）（第五十二回、第五十三回、 第五十五回、第六十三回、第八 十八回、第八十九回、第三百十 一回及び第三百三十二回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち	発行の根拠	法律及びその条項の適用等	発行方法	募入決定の

方法	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位の	発行価額	発行日	利率	経過の	利子の
さいものからその応募額を順次	額割り当てる。	額面金額で四千九百九十二億円	五万六千八百七十八億二千五百五十	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額と	の整数倍の金額によるものと	平成十八年八月二十九日	発行対象国債のごとくに金額	出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)

募入金決定の通知を受けた者は、

払込出した金額を加え、払込期日に払

り込むものとする。

い込むものとする。

各発行対象国債の額面利率の

総額×各発行対象国債の利率の子に

100×各発行対象国債の第十号に

支規(利率)の発行日かまの発行日と

日(利子の支払期日は、発(零) / 365

第十号に規定する発行日を後の各

発行対象国の債の支払期において、

と、各支払期において、次の

（第十回） （第三年） （百十八） 利付国庫債券	（第十回） （第三年） （百十七） 利付国庫債券	名称及び記号
一・〇%	一・一%	利率（年）
平成九年三月二十三日	平成九年三月二十三日	償還期限
四百十三億	三十七億	（発行額） （額面金額）

（別表）

二十八年八月二十九日
 払込期日
 十九
 入札参加
 十八
 元利金支
 償還期
 償還金額
 準とす
 各発行の
 象国債の
 利回り
 十
 七
 五

算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{各発行額} \times \text{利率}}{100 \times 1 / 2}$$

（別表のとおり）

額面金額百円につき百円
 銘柄毎の基準利回りは、平成二十八年八月二十五日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利回り（平成二十八年八月二十五日午前九時以前に訂正された場合）とする。訂正後の日本銀行利回り）とする。

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年八月二十九日

（（利 第二付 五十年 三）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 二）庫 回）債 券）	（（利 一第十 回三年 ）百）庫 三）債 十）券	（（利 七第十 回三年 ）百）庫 二）債 十）券	（（利 四第十 回三年 ）百）庫 二）債 十）券	（（利 三第十 回三年 ）百）庫 二）債 十）券	（（利 二第十 回三年 ）百）庫 二）債 十）券	（（利 一第十 回三年 ）百）庫 二）債 十）券	（（利 回第十 ）三年 ）百）庫 二）債 十）券	（（利 回第十 ）三年 ）百）庫 十九）債 九）券
二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	○ ・ 六 %	○ ・ 八 %	○ ・ 八 %	○ ・ 九 %	○ ・ 九 %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ 一 %
十年平 日十成 二三 月十二 三	一年平 日九成 三月二十 三	日年平 九成 三月二十 五	十年平 日十成 二三 月十二 四	日年平 六成 三月二十 四	日年平 六成 三月二十 四	日年平 三成 三月二十 四	日年平 三成 三月二十 四	十年平 日十成 二三 月十二 三	十年平 日十成 二三 月十二 三
六 十 九 億 円	百 億 円	二 億 円	千 十 三 億 円	六 億 円	五 十 億 円	億二 百八 十七 円	七千 億五 百八 十 円	億四 百八 十六 円	億三 百六 十六 円

（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十）債 二 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十）債 一 券	（（利 回第二付 ）八十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 回第二付 ）八十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 回第二付 ）六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 回第二付 ）五十国 十年庫 五）債 回 券 ）
一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	一 ・ 八 %	二 ・ 〇 %
十年平 日十成 二四 月十 二三	日年平 九成 月四 二十三	日年平 六成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十五	一年平 日三成 月三 二十四
二 百 一 億 円	十 五 億 円	三 億 円	四 十 七 億 円	二 十 二 億 円	億二 円百 八十八